平成30年度税制改正(中小企業・小規模事業者向け)

平成29年12月22日、平成30年度税制改正大綱が閣議決定されました。

中小企業関係の改正では、「事業承継税制」の大幅な拡充をはじめ、賃上げや設備投資に積極的な企業に対する減税措置などが盛り込まれています。

本稿ではその一部を紹介します。このほか、経済産業省関連の平成30年度税制改正の詳細につきましては、 下記の経済産業省ホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei fy2018/zeisei k/index.html

①中小企業の事業承継税制の抜本的な拡充

Ⅰ.対象株式数上限等の撤廃【拡充】

現行

実際の猶予割合は約53%にとどまる (対象株式数上限2/3×相続税の猶予割合 80%)

改正

対象株式数上限を撤廃し、相続税の猶予割合を 100%に

⇒事業承継時の税負担が○に

Ⅱ.雇用要件の実質的撤廃【拡充】

現行

5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶 予された税額を利子付で全額納付

改正

5年間の雇用平均が8割未達でも猶予継続 (但し、5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。また、経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言が必要)

||||.対象者の拡充【拡充】

現行

1人の先代経営者から1人の後継者に贈 与・相続される場合のみ対象

改正

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に

Ⅳ.経営環境変化に応じた減免【新設】

現行

事業承継時の株価をもとに贈与税額・相 続税額を算定し、猶予取消しとなった場 合には、その税額を納税

改正

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合、 事業承継時の算定価額と差額が生じていれば、<u>売</u> 却・廃業時の株価をもとに納税額を再計算し、減 免可能とすることで将来不安を軽減

V.相続時精算課税制度の適用範囲の拡大【拡充】

現行

60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫への贈与が相続時精 算課税制度の対象

改正

現行制度に加え、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を制度の対象とする

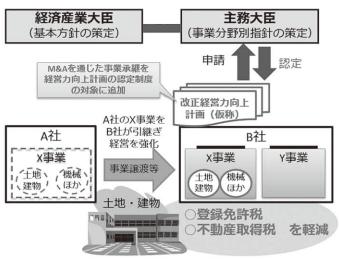
(贈与者の子や孫でない場合も適用可能)

②中小企業・小規模事業者のM&Aに係る税負担を軽減する措置の創設【新設】

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業 の再編·統合を図ることにより、事業の継続·技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営 強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取 得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要 【適用期限:平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の 税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)	
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)	
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)	

- ※1平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0% に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%) ※2合併・一定の会社分割の場合は非課税
- ※3 事務所や宿舎等の一定の不動産を除く

③所得拡大促進税制の拡充【拡充・延長】

- 従来の制度から**支援を深掘り(控除率10→15%)**するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推 進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大 胆な支援を実施(控除率22%→25%)。

現行制度

適用の要件

【要件①】

給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)

比で3%以上増加

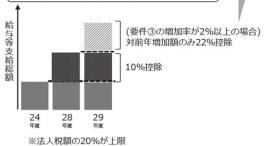
【要件②】

給与等支給総額が前年度以上

【要件③】

平均給与等支給額が前年度を上回る

給与等支給総額の対基準年度増加額の 10~22%の税額控除



【適用期限:平成32年度末まで】 改正概要

適用の要件

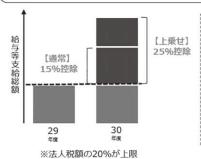
【要件①】給与等支給総額が前年度以上 ※基準年度との比較要件は撤廃

【要件②】平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加 ※なお、計算方法を簡素化

税額控除

【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除

【上乗せ】一定の要件(※)を満たす場合は25%の税額控除



<u><※上乗せ要件></u> 要件②の増加率が2.5%以上であり、 かつ、次のいずれかを満たすこと

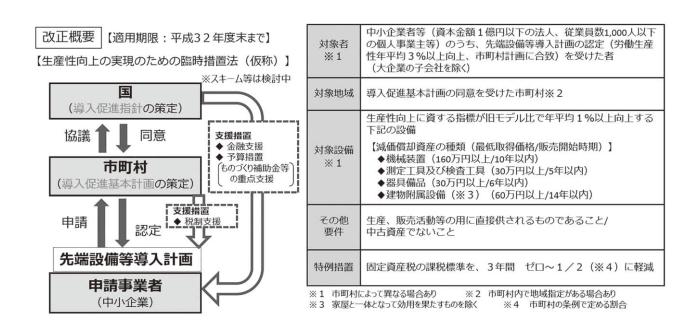
- ○教育訓練費が対前年度比10%以上
- ○中小企業等経営強化法に基づく経営 カ向上計画の認定を受けており、 経営力向上がなされていること

④償却資産に係る固定資産税の減免措置の創設【新設】

● 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、<u>償却資産に</u> 係る固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資 (導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資 (生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
 - ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定
 - ※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)



本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が 一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

⑤中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【延長】

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による 事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

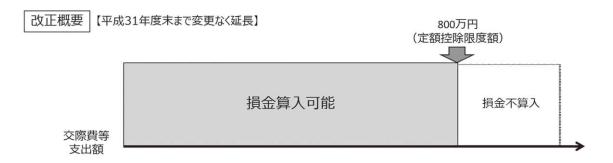
改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】



(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

⑥中小法人の交際費課税の特例【延長】

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、 適用期限を2年延長する。



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為 のための支出。

【参考】 (注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入ことも可能(大法人も適用可能)。 中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用。